

在宅介護対応住宅貸付に係る申立書

私が建築・購入等する住宅は、下記のとおり在宅介護対応住宅貸付の対象となる仕様であることを申し立てます。なお、貸付決定後の検査において、適合しない場合は、即時償還をすることになっても異存ありません。

年 月 日

組合員 所 属 所 名
番 号
氏 名

印

※申込人自ら署名する場合は押印不要

記

1 事由 (該当項目の□に、下記証明者がチェックすること。以下同じ。)

- 新築 購入 (新築・中古)
増築 改築 修繕

増築・改築・修繕の場合について、以下の工事箇所にチェックすること (新築・購入の場合は、記入不要。カッコ内には、具体的な工事箇所を記入すること。)

- ①増築
居室 (室) 廊下 浴室 脱衣・洗面所 便所 階段 その他 ()
- ②改築
既存部分は、取壊さない。 既存部分取壊 ()
居室 (室) 廊下 浴室 脱衣・洗面所 便所 階段 その他 ()
- ③修繕
既存部分は、取壊さない。 既存部分取壊 ()
居室 (室) 廊下 浴室 脱衣・洗面所 便所 階段 その他 ()

2 仕様

「*」は、新築・購入・既存部分取壊の場合の必須項目

「※」は、既存部分を取り壊さない場合の必須項目

- ①*※住宅のうち、要介護者が使用する部分 (階) について、段差が解消されている (玄関の上がりかまち、及び浴室と脱衣室の間の段差を除く。)
- * 扉は、引き戸を原則とし、歩行器・杖・車椅子の使用を考慮して、75cm以上の幅である (玄関、居間、寝室、台所、食堂等の居室の扉)。
- ②* 廊下は、歩行器・杖・車椅子の使用を考慮して、78cm以上の幅であり、柱がある場合は、75cm以上の幅である (手摺りは、計算に入れない。)
- * 廊下には、将来手摺りをつけるための下地を設けている。
 廊下には、手摺りを設けている。

- ③*※浴室には、手摺りを設けている。
* 浴室の扉は、60cm以上の幅である。
* 浴室の広さは、椅子・ベンチ類を使用できるスペースを確保し、短辺120cm以上、面積1.8㎡以上である。
- ④*※便器は、洋式便器である。
*※便所は、要介護者の寝室と近接しており、同一階である。
- ⑤* 階段には、途切れないように片側に手摺りを設けている。
 階段の反対側 (既に設けている手摺りの反対側) に、将来手摺りをつけるための下地を設けている。

次の住宅に係る工事は、上記の仕様であることを証明します。
(住宅の所在地)

(構 造) 造 葺 階建 延床面積 m²

年 月 日

京都市町村職員共済組合理事長 様

証明者 (設計者・施工者・売主)

住 所

名 称

氏 名